

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務等概要

(1) 目的

この実施要項は、鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

(2) 業務名

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務

(3) 業務内容

別紙『鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務仕様書』のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 事業規模（提案上限額）

上限額 6, 443, 000円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む）

※本金額はプロポーザルのために設定した上限であり予定価格ではない。

※提案は、提案上限額を超えないものとする。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 鳥栖市に業務委託等において鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている業者であること。

(2) 鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者

を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して いると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 過去3年(令和4年度から令和6年度まで)以内に、地方公共団体において教科書や副読本等のデジタル版作製業務を受注し、履行している者であること。

3. 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類・必要部数

① 参加申込書兼誓約書(様式第1号)

② 企画提案書

企画提案書はA4サイズで統一し、企画提案の内容は、別紙1「企画提案書作成要領」に沿ったものとする。

③ 見積書(内訳を記載すること)

※見積書作成等のため、教科書改訂原案の閲覧を希望する場合は、公示日から提案書等受付締切日までの平日9:00~17:00に限り、学校教育課内で開示を行う。ただし、事前に担当者と日程調整を行うこと。

(①は原本1部、②・③は原本1部、副本10部を提出すること。)

(2) 提出期限等

① 提出期限:令和7年4月14日(月)17時00分まで(必着)

② 提出場所:鳥栖市役所教育部学校教育課

③ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(3) 参加申込等に関する質問

参加申込について質問がある場合は、質問書（様式第2号）を使用し、電子メールにて質問すること。

E-mail：gakko@city.tosu.lg.jp

- ① 提出期限：令和7年4月4日（金）17時00分まで
- ② 回答方法：提出された質問に対する回答を市ホームページに掲載する。

4. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

本プロポーダルへの参加申込者に対し、下記5で示す審査基準に基づいて提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和7年4月23日（水）

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は、審査を受けた全員に対して文書及び電子メールにて通知する。

(3) その他

- ① 提案事業者の出席は3人を上限とする。
- ② プレゼンテーションの所要時間は準備5分、プレゼンテーション25分、ヒアリング10分、撤収5分とする。また、順番は参加申込書の提出順とする。パソコン等を利用する場合は、スクリーン、プロジェクタ、HDMIケーブル及び電源は会場に用意するので、その他のツールは提案事業者で準備すること。

5. 審査基準及び配点

(1) プロポーダルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査の視点	配点
見やすさ、操作性	タブレット端末（Chromebook）で見やすいレイアウトであるか。 児童生徒が使うことを想定した簡単な操作性であるか。	20
業務実績及び業務体制	過去に業務実績があり、業務遂行の信頼性があるか。 受託業務を円滑に遂行する体制が整っているか。	10
アカウント管理	アカウントの管理方法について示されているか。	10
研修	研修内容や実施方法等が妥当であるか。	10
参考見積額	業務に係る参考見積額が妥当であるか。	20

配信管理料	デジタル版導入後の配信管理料が妥当であるか。	20
自由提案	その他、独自の機能やアピール事項。	10
合計		100

(2) 配点

5.(1)に記載の審査基準により審査評価を行い、評価段階に応じて、配点に対する割合を乗じることにより評価点を算出する。

評価段階	判断基準	配点に対する乗数
A	非常に優れている	100%
B	優れている	70%
C	普通	50%
D	やや劣っている	30%
E	評価対象外（仕様書を満たさない、提案がない等）	0%

6. 実施スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、下記のスケジュールで行うものとする。

※状況により変更する場合がある。

以下、表にする。

実施内容	日程
公示	令和7年4月1日
質問受付締切	令和7年4月4日 17時まで
質問回答	令和7年4月8日
提案書等受付締切	令和7年4月14日 17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施時間、場所等の通知	令和7年4月16日
プレゼンテーション及びヒアリングによる審査	令和7年4月23日
結果通知	令和7年4月25日（予定）
契約締結	令和7年4月下旬（予定）
業務開始	令和7年5月上旬（予定）

7. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、1.(5) 事業規模（提案上限額）を超過したもの

8. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無や有の場合の名称
- (5) 選定委員会の人数
- (6) その他必要な事項

9. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

優先交渉権者特定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

10. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないこととする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみである場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の上、特定の可否を判断する。また、選定委員会の委員の採点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者若しくは次点交渉権者として特定しない。
- (6) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交

涉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 1. 担当部署（提出・問合せ先）

鳥栖市役所 教育部 学校教育課 教育指導係

鳥栖市宿町 1 1 1 8 番地 TEL0942-85-3520

E-mail : gakko@city.tosu.lg.jp

(別紙 1)

企画提案書作成要領

1 業務の名称

鳥栖市教科「日本語」教科書改訂・デジタル版作製業務

2 事業者名

代表者氏名

住 所

電 話

F A X

e-mail

3 企画提案

(1) 企画提案のセールスポイント

(2) 同種業務受託実績及び業務体制

(3) アカウント管理方法

(4) 研修の内容や実施方法

(5) デジタル教科書導入後に発生する配信管理料について

ア 費用の考え方、算出方法

イ 令和 8 年度から令和 1 7 年度までの配信管理料見込額

※必要に応じて以下の表に記載の人数を参照すること。

学年等	小学 1 年	小学 2 年	小学 3 年	小学 4 年	小学 5 年	小学 6 年
人数	7 2 0	7 2 0	7 2 0	7 2 0	7 2 0	7 2 0
学年等	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年	教員用	市教委用	合計
人数	6 9 0	6 9 0	6 9 0	3 2 9	1	6, 7 2 0

(6) 自由提案

(7) その他特記事項